

○ 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省・運輸省令第二号）

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（役員賠償責任保険契約から除外する保険契約） <u>第二十五条の二</u> 法第四十条において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であつて、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該組合に生ずることのある損害を被保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの</p> <p>二 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害を除く。）を被保険者が填補することを目的として締結されるもの</p>	<p>「条を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

